

令和 7 年 4 月 30 日

一宮市消防吏員等の服制に関する規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

令和7年4月30日

一宮市消防吏員等の服制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市規則第22号

一宮市消防吏員等の服制に関する規則の一部を改正する規則

第1条 一宮市消防吏員等の服制に関する規則(昭和53年一宮市規則第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(一宮市消防吏員に係る服制) 第2条 一宮市消防吏員に係る服制は、別表第1のとおりとする。ただし、活動帽、防火帽及び救急帽並びに活動服、防火服、救急服及び救助服については、別に定める。 別表第1(第2条関係) 【別記1 参照】 備考 略 別表第2(第3条関係) 【別記2 参照】 備考 1・2 略	(一宮市消防吏員に係る服制) 第2条 一宮市消防吏員に係る服制は、別表第1のとおりとする。ただし、活動帽及び防火帽並びに活動服、防火服、救急服及び救助服については、別に定める。 別表第1(第2条関係) 【別記1 参照】 備考 略 別表第2(第3条関係) 【別記2 参照】 備考 1・2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

冬	略		
帽	女性	製式	円形のつば型とし、帽の周りに濃紺又はその類似色のリボンを巻くものとする。
		略	
	略		
盛	色		紺とする。
夏	製式	男性	円形とし、前ひさし及び顎ひもは、紺又はその類似色とする。顎ひもの両端は、帽の両側において金色金属製消防章各1個で留める。天井の両側に各2個のはと目を付け、通風口とする。腰は、藤づる編みとし、すべり革には、所要の通風口を付ける。天井の内側には、汚損よけを付ける。
帽		女性	冬帽と同様とする。
	形状及び寸法		冬帽と同様とする。

	き章		冬帽と同様とする。ただし、台地は、紺とする。
冬服	上衣	色又は地質	冬帽と同様とする。
		略	
	略		
夏服	略		
	ズボン	色又は地質	盛夏帽と同様とする。
		略	
略			

改正案

帽	略		
	女性	製式	円形のつば型と _____
		略	_____ する。
	略		
冬服	上衣	色又は地質	帽 _____ と同様とする。
		略	
	略		
夏服	略		
	ズボン	色又は地質	帽 _____ と同様とする。
		略	
略			

【別記2】

現行

帽	略		
	女性	製式	円形のつば型とし、帽の周りに濃紺又はその類似色のリボン巻くものとする。
		略	
	略		
略			

改正案

帽	略		
	女性	製式	円形のつば型と _____
		略	_____ する。
	略		
略			

第2条 一宮市消防吏員等の服制に関する規則の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(一宮市消防吏員に係る服制) 第2条 一宮市消防吏員に係る服制は、別表第1のとおりとする。ただし、活動帽及び防火帽並びに活動服_____、防火服、救急服及び救助服については、別に定める。	(一宮市消防吏員に係る服制) 第2条 一宮市消防吏員に係る服制は、別表第1のとおりとする。ただし、活動帽及び防火帽並びに活動服、執務ポロシャツ、防火服、救急服及び救助服については、別に定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年8月1日から施行する。